



朝霞市立小・中学校長 様

朝霞市教育委員会教育長
二見 隆久

学校生活における児童生徒等のマスクの着用について（通知）

このことについて、別添写し（令和4年5月26日付け教保体第395号）のとおり埼玉県教育委員会教育長より通知がありました。また、別添写し（令和4年5月26日付け埼玉県教育局県立学校部保健体育課長名）のとおり連絡がありました。学校教育活動の形態や児童生徒等の様子などを踏まえ、以下の点を踏まえて、教職員に確実に周知するとともに、児童生徒への指導を徹底願います。

記

- 1 マスク着用による熱中症のリスク、マスクを外すことによる感染のリスクなど児童生徒の健康全体を見据えてマスクの着脱を指導すること。
- 2 屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業の際にはマスクの着用の必要はない。特に炎天下等の活動の際は、積極的にマスクを外すよう声をかけること。
※マスクを外さない児童生徒に対しては、その後の健康観察を十分に行うこと。
- 3 熱中症リスクが高い夏場においては、登下校時にマスクの着用の必要はない。特に小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供へは、登下校時には屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導を行うこと。なおマスクを外す際には、人との十分な距離を確保し、会話を控えることについても併せて指導すること。
- 4 マスクの着用に関する学校の対応について、本通知文や『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2022.4.1 Ver. 8）』（文部科学省）等を活用し、児童生徒及び保護者に丁寧に説明すること。
- 5 文部科学省と厚生労働省が連携して作成した別添の「子どものマスク着用について」のリーフレットについて、各家庭への配布や校内掲示による啓発等適切に活用すること。
- 6 児童生徒同士等でマスク外すことや着用することを強要するような言動などがある場合は、人権侵害になる可能性もあるため、個人の意見を尊重した指導を徹底すること。

担当：教育指導課 蛭原 康平
TEL：048-463-2884
FAX：048-467-4716

子どものマスク着用について



人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合
においては、マスクを着用する必要はありません。
また、就学前のお子さんについては、
マスク着用を一律には求めていません。



就学児について

（小学校から高校段階）

マスク着用の必要がない場面

屋外

- ・ 人との距離が確保できる場合
- ・ 人との距離が確保できなくても、
会話をほとんど行わないような場合
＜例＞ 離れて行う運動や移動、
鬼ごっこなど密にならない外遊び
＜例＞ 屋外で行う教育活動（自然観察・写生活動等）

屋内

- ・ 人との距離が確保でき、
会話をほとんど行わないような場合
＜例＞ 個人で行う読書や調べたり考えたりする学習



学校生活

屋外の運動場に限らず、

プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業や運動部活動、登下校の際

※運動部活動において接触を伴う活動を行う場合には、各競技団体が作成するガイドライン等を確認しましょう

※活動中以外の練習場所や更衣室等、食事や集団での移動を行う場合は、状況に応じて、マスク着用を含めた感染対策を徹底しましょう

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。

保育所・認定こども園・幼稚園等の

就学前児について

2歳未満

マスクの着用は推奨しません。

2歳以上の就学前の子ども

他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めて
いません。マスクを着用する場合は、保護者や周りの
大人が子どもの体調に十分注意した上で着用しましょう。



気をつける
ポイント

▶ 夏場は、熱中症防止の観点から、マスクが必要な場面では、
マスクを外すことを推奨します。

▶ マスクを着用しない場合であっても引き続き、手洗い、
「密」の回避等の基本的な感染対策を継続しましょう。

※その他地域や状況に応じて、講じられている対策がある場合、それを踏まえ対応をお願いします。

